

【平成 27 年度 第 1 回 さいたま市環境審議会】

日 時	平成 27 年 11 月 19 日（木）14 時～
場 所	エコ計画浦和ビル 3 階東会議室
出席者	<p>（委 員）</p> <p>松村 隆 会長      川合 真紀 副会長</p> <p>作山 康 委員      川島 誠 委員      小山 妙子 委員</p> <p>森田 博 委員      安部 邦昭 委員      大高 文子 委員</p> <p>川池 芽美 委員      小林 正治 委員      青木 節子 委員</p> <p>熊谷 明 委員</p> <p>（事務局）</p> <p>環境局      三ツ木局長</p> <p>環境共生部 小林部長</p> <p>環境総務課 小久保課長、矢田部係長、横山係長、中野主査、池田主査 二平主事、安齊主事</p> <p>産業廃棄物指導課 田村課長、馬上係長、窪田主任</p>
欠 席	<p>（委 員）</p> <p>西山 佳孝 委員      秋吉 祐子 委員      柳下 泰夫 委員</p> <p>田中 淑子 委員      皆川 美津子 委員</p>

1. 開会

事務局：平成 27 年度第 1 回環境審議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、環境総務課の矢田部と申します。よろしく願いいたします。

初めに、本日の審議会の成立についてご報告いたします。会議の成立につきましては、審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、委員 2 分の 1 以上の出席をもって成立となっております。本日は委員定数 17 名のうち 12 名の出席をいただいておりますので、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

次に会議開会にあたり、環境局長の三ツ木よりごあいさつをさせていただきます。

三ツ木環境局長：皆さん、こんにちは。環境局長の三ツ木と申します。よろしく願いいたします。本日は大変お忙しい中、本年度第 1 回となります、さいたま市環境審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本市の環境行政をはじめ、市政全般に対しご支援、ご協力をいただいておりますことに、この場を

お借りしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、近年、地球温暖化の進行によります気候変動は、台風の大型化、竜巻の多発、あるいは集中豪雨による大規模洪水の発生などといった形で、私たちの生活を脅かしております。このような中、本年7月に国では温室効果ガスの排出量を2030年度までに13年度比で26パーセント削減するという目標を決定したところです。温暖化対策は地域を越えて取り組まなければならない重要課題でありまして、本市といたしましても、現在、市民との協働による公益的施設への太陽光発電設備設置事業の補助、あるいは創エネ・省エネ機器を設置する市民の皆さんに対する補助、また事業者に対しましては環境負荷低減計画制度の運用、さらに市役所自らも全市立学校への太陽光発電設備および蓄電池の設置や市有施設での屋根貸しの実施など、市民・事業者・行政が一体となって温暖化対策に取り組んでいるところです。

また、本市が国から地域活性化総合特区として指定を受けました次世代自動車、スマートエネルギー特区事業は、来年度、5年間の取組の最終年度を迎えます。これまで「暮らしやすく活力のある都市として、継続的に成長する環境未来都市」の実現に向けまして、三つのテーマ、一つ目がスマートホーム・コミュニティの普及、二つ目がハイパーエネルギーステーションの普及、三つ目が低炭素型パーソナルモビリティの普及といった重点プロジェクトに取り組んでまいりました。

また浦和美園地区におきましては、本年10月17日に開設しましたアーバンデザインセンターみその、通称UDCMiと申しますけれども、ここを拠点に地域住民の皆さんのゆとり時間の創出、そして地域コミュニティの育成と町のにぎわいといった二つのテーマの下、公民+学による先進的な取組を、これから展開してまいります。

今後も、これらのいわば近年における新たな課題のみではなく、騒音・悪臭といった典型7公害から市民の皆さんを守る生活環境の保全、そして循環型社会の構築に向けた3Rのさらなる推進など、日々の市民生活に密接に関わりのある従来からの課題に対しましても、併せましてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

なお、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、本市では平成19年度よりさいたま市民意識調査というものを実施しております。これは無作為の市民の皆さん5000人を対象としておりますけれども、おかげさまで、市の主な施策のうち、ごみの適正処理、リサイクルの推進、これが本年度まで9年連続で市民満足度第1位の評価をいただいております。これも市民の皆さんの意識の高さであるとあらためて実感しております。

今後も本市が住んでみたい町、住み続けたい町とさせていただけますよう、さまざまな施策に取り組んでまいりますので、委員の皆さまには、さらなるご支援、ご協力をお願いいたします。

さて、本日は、さいたま市環境基本計画に基づきます年次報告書『平成27年版さいたま市環境白書(案)』について、環境の現況と施策の実施状況をご審議いただくわけですが、どうか委員の皆さまにおかれましては、幅広い見地から忌憚のないご意見を

いただければ幸いです。結びにあたりまして、本日もご参会の皆さまの今後のますますのご活躍をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが審議会開催にあたってのごあいさつとさせていただきます。本日はどうかよろしく願いいたします。

事務局：それではこれより会議規則に従いまして、松村会長に会議の進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

松村会長：それでは、早速会議を進めたいと思います。皆さんご案内のとおり、この審議会は公開ということで、これまで進めてきておりますが、今日は傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

事務局：本日の審議会には、傍聴希望者はありませんでした。

松村会長：分かりました。それでは、今日は傍聴の方はいらっしゃらないということで、このまま進めたいと思います。

## 2. 議事

松村会長：それでは、お手元の会議次第、ご覧いただきまして議事に入りたいと思います。

今日は『平成 27 年版さいたま市環境白書(案)』ということで、これが議題として挙がっております。初めに事務局からご説明をちょうだいしたいと思います。よろしく願いします。

事務局：環境総務課の二平と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。私のほうから『平成 27 年版さいたま市環境白書(案)』について説明をさせていただきます。失礼ながら座って説明をさせていただきます。

本日の資料としましては事前にお配りしております『平成 27 年版さいたま市環境白書(案)』と、本日お配りしました『平成 26 年版さいたま市環境白書に対するご意見及び対応』というホチキス留めの資料になりますが、まずは『平成 27 年版さいたま市環境白書(案)』に沿って説明をさせていただきますので、そちらをご覧ください。

『さいたま市環境白書』は、さいたま市環境基本条例に基づき環境の現況と施策の実施状況に関する報告書として毎年作成し、公表しているものでございます。今回作成しております環境白書は、平成 26 年度における本市の環境の現況と施策の実施状況について取りまとめたものになります。

表紙から 2 枚おめくりいただきまして、目次をご覧ください。全体の構成ですが、例年と同様、まず大きく本編と資料編に分かれておりまして、本編は第 1 部から第 3

部で構成されております。第 1 部ではさいたま市の概況といたしまして、本市のあらましや環境の現況などを記載し、第 2 部では五つの基本目標ごとに環境に関する各施策の具体的な実施状況を記載しております。そして第 3 部において、総括といたしまして各指標の評価結果や市民アンケートの結果、そしてそれらをもとに総合評価と今後の取組について記載しております。

裏のページに移りまして、資料編になりますが、本市の環境関連条例、行政組織、環境局の事務分掌、用語解説を掲載しております。

以上が、環境白書の大まかな全体構成になっております。

続きまして『平成 27 年版さいたま市環境白書(案)』の具体的な内容について説明をさせていただきますが、これまで委員の皆さまからいただきましたご意見を踏まえて変更した部分がございますので、そちらを中心に説明をさせていただきます。

それでは初めに、『環境白書(案)』の目次の次にあります『環境白書における評価の考え方』というページをご覧ください。こちらの項目は、これまで第 1 部の最後のページに掲載しておりましたが、評価方法が分かりづらい、とのご意見をいただきましたので、まずは本書の評価方法についてご理解いただけるよう、目次の次のページへ掲載場所を移動いたしました。

また、例年、本書では第 3 部に指標の一覧を掲載しておりますが、最後まで読まないと何を評価項目にしているのか分かりづらいので、第 1 部において、指標の一覧を表示してはどうか、とのご意見をいただきました。本書の構成上、指標の一覧を第 1 部に表示することは難しかったため、こちらのページの(2)番『指標及び数値目標の選定』の最後に『指標の一覧は P169 に掲載しています』と記載することで、読み始めの段階でも、指標一覧を参照できるように対応させていただきました。

続きまして、第 1 部ですが『環境白書(案)』の 4 ページ、5 ページをご覧ください。『大気質の平成 26 年度環境基準達成状況』という項目でございます。こちらは、これまで見開きで市の大きな地図を掲載し、地図上で各測定局の環境基準達成状況を○か×で表しておりましたが、前回の審議会において、環境基準達成状況を○×で示しているという説明が見落としやすい、とのご指摘いただいておりますので、今回は大幅にレイアウトを変更いたしました。

まず、冒頭で、市の何カ所で測定し、そのうち何カ所で環境基準を達成できたのか、ということをお文章と表で明記し、その上で、評価方法と各測定局における測定結果の表、地図を掲載いたしました。

次の 6 ページと 7 ページの『河川水質の平成 26 年度環境基準達成状況について』も同様のレイアウトに修正をしております。

続きまして、13 ページをご覧ください。前回の審議会におきまして、他の計画との関係を示したイメージ図があったほうが良い、というご意見をいただいておりますので、『環境白書の位置付けと役割』と題しまして、他の計画等との関係を簡単に示し

た図を掲載いたしました。

以上が、第1部までの主な変更点となります。

続きまして、14ページ以降の第2部になりますが、こちらは環境基本計画の施策体系に沿って平成26年度に実施した施策などについて各担当課所に原稿の作成を依頼し、取りまとめたものになります。

まず初めに、今回から新たに掲載した施策が三つございますので、説明させていただきます。『環境白書(案)』の25ページをご覧ください。そちらの上段にございます『ごみスクールの実施』でございます。内容といたしましては、保育園や幼稚園を主な対象に、ごみの分別や資源の大切さなどに親しむ機会の提供といたしまして、各清掃事務所が実施しているものでございます。平成27年度からは小学4年生にも対象を広げ、内容の充実を図っておりますので、今回から掲載いたしました。

続きまして、56ページをご覧ください。そちらの下段『生物多様性の状況の把握』でございます。本市のし尿処理施設、大宮南部浄化センターに併設されている、みぬま見聞館での取組を記載しております。みぬま見聞館では、生物多様性の状況の把握のため、施設内のビオトープなどで確認された動植物の記録を年間を通して取っており、その他にも、写真や標本の展示や、小中学校のプールに生息するヤゴの保護、また広報誌の発行などを行っております。こちらは以前から行っていた取組ですが、生物多様性に関する取組として今回から掲載いたしました。

続きまして、83ページをご覧ください。こちらのページの一番下にございます『サクラサク見沼田んぼプロジェクト推進事業』でございます。見沼田んぼに、日本一長い桜の回廊を作り、自然豊かな魅力ある都市空間づくりや、地域の活性化を目指すという取組であり、自然景観や地域の個性、愛着をはぐくむ街並みの保全・整備という観点から、本書へ掲載いたしました。

以上の三つが、今回新たに掲載いたしました施策になります。

続きまして、前回の審議会や7月に行った照会でいただきましたご意見を踏まえ、修正を加えたものについて、いくつか取り上げて説明をさせていただきます。初めに、少々ページが戻りますが『環境白書(案)』の39ページをご覧ください。『コミュニティサイクル事業』についてですが、これは新しい事業なので、利用者の声を載せてみてはどうか、とのご意見をいただきましたので、ご覧のように利用者アンケートの結果を掲載させていただきました。

次に、57ページをご覧ください。『特定外来生物への対策』でございますが、ここでは、アライグマ等の被害に関する相談への対応率を指標としておりますが、前回の審議会におきまして、特定外来生物が市内でどのくらい増えているのか、どこに出ているのかなどが重要である、とのご意見をいただいておりますので、アライグマに関する区ごとの捕獲数と相談件数が分かるよう、内訳表を課題の上に記載いたしました。

次に、『環境白書(案)』の64ページ中段をご覧ください。『ヒートアイランド現象』

と書いてある部分でございますが、こちらについて、壁面緑化や屋上緑化をすることで温度が下がったデータがあるといい、とのご意見をいただいております。

そこで、またページが飛んでしまい申し訳ございませんが『環境白書(案)』の 68 ページ下段をご覧ください。『緑のカーテン設置事業』でございますが、この中で、本庁舎におきましてサーモグラフィーを用いた効果検証を行っておりますので、その結果を掲載いたしました。

次に、『環境白書(案)』の 91 ページをご覧ください。地球温暖化対策に関する項目です。電力における二酸化炭素排出係数が大幅に高くなったことで、本市の温室効果ガス排出量が増加したという内容になっておりますが、こちらにつきまして電力の排出係数悪化の要因を除いた場合の削減が進んでいるのかどうか分かるといい、とのご意見をいただきました。

そこで、ご覧いただいているページの真ん中あたりの図 2-3-2 や、ページが飛びますが、93 ページの真ん中の図 2-3-8 で、エネルギー消費量が分かるグラフを追加し、排出係数悪化の要因を除いた場合の削減の状況が分かるようにいたしました。

次に、『環境白書(案)』の 106 ページをご覧ください。『次世代自動車の普及事業』でございます。こちらは変更等があったものではございませんが、平成 26 年度の指標の数値が集計中となっております。このたび、正式な数値が出ましたので報告させていただきます。平成 26 年度の次世代自動車登録台数は、4 万 5122 台になります。従いまして、対前年度比での評価、対年度目標値比での評価はともに、○となり、順調に推移しております。

次に、『環境白書(案)』の 154 ページをご覧ください。『小型家電リサイクル事業』についてですが、回収の実績が出れば掲載してほしい、とのご意見をいただきましたので、平成 25 年度と平成 26 年度の回収実績を記載いたしました。なお、平成 25 年度と平成 26 年度の回収実績に大きな差がございますが、これは平成 26 年 1 月から事業を開始したため、平成 25 年度は回収する期間が短かったことと、平成 26 年度は事業の周知が進んだことにより、これだけの差が生じたものと考えられます。

以上が、第 2 部の主な変更点になりますが、ただいま説明いたしました内容も含め、7 月に行った照会でいただきましたご意見とその対応については、ホチキス留めの資料『平成 26 年版さいたま市環境白書へのご意見及び対応』という資料にまとめております。

申し訳ございませんが、こちらの『平成 26 年版さいたま市環境白書へのご意見及び対応』をご覧くださいませでしょうか。そちらの資料をご覧くださいませと分かりますように、今回、中には対応できなかったものがございますが、例えば、資料の 2 ページ目になりますが、一番左の列に番号を振っておりますが 9 番のものになりますが、第 2 部の課題の書き方がバラバラだと思われる、とのご意見に対しまして、原稿作成の段階で、こちらから各関係課へ、課題は状況分析と今後の取組についてなるべく具

体的に記載するよう依頼いたしました。十分に統一できていないものがございます。このことにつきましては、引き続き来年度以降も対応を続けたいと考えております。

また、同じく資料の 2 ページ目、11 番になりますが、指標において、目標値と実績値がかなりかい離しているものがあるので、目標値を修正してもいいのではないかとのご意見をいただいております。この環境白書では、指標の評価結果が×となっている場合には、目標値の見直し等が必要との評価をしており、また本書の作成にあたりましては、指標の設定が適切かどうかを各担当課と確認しておりますが、他の計画との整合を図らなければならない面もございまして、すぐに指標を変えられない事情もございますので、目標値の妥当性や代替すべき指標がないかなどを、引き続き検討していきたいと考えております。

このように、いただきましたご意見の中には、すぐに対応できないものもございましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、お時間の都合上、全てをご紹介することはできませんでしたが、詳細はお配りしました資料でご確認くださいようお願いいたします。

次に、今回掲載いたしました『エコ・ラム』について、いくつか簡単に説明をさせていただきます。また『環境白書(案)』のほうに戻りますが、そちらの 26 ページをご覧ください。

ここで、訂正が一つございます。こちらの『エコ・ラム』のタイトルで『さいたまこどもエコを開始しました』となっておりますが、申し訳ございません、『検定』という言葉が抜けてしまっています。正しくは『さいたまこどもエコ検定を開始しました』になります。

こちらの事業は、平成 27 年度から始めた新たな環境教育の取組で、主に小学 4 年生を対象に、生きものやごみ、エネルギーなど環境に関するさまざまな問題を出題するものでございます。

学校からの申込制となっておりますが、現在 3000 名を超える児童に検定を受けていただいております。学校の先生からも児童が環境に興味を持つ良いきっかけになったと好評をいただいております。今後も充実を図ってまいりますので、ここで紹介することといたしました。

次に、『環境白書(案)』の 162 ページをご覧ください。そちらの下段になりますが『ごみ出しに便利なおみ分別アプリ』というタイトルにしておりまして、こちら平成 27 年度から新たに始めました取組でございます。スマートフォンやタブレット端末向けのアプリでございまして、ごみの分別方法を検索できる機能や、ごみの収集日をお知らせする機能などを盛り込んでおり、ごみ出しに関するさまざまな悩みを解決するための取組として、市で PR を行っているところでございますので、ここで紹介させていただきます。

続きまして、第 3 部について説明をさせていただきます。『環境白書(案)』の 169 ペ

ージをご覧ください。こちらのページから次の 170 ページまでは、第 2 部のそれぞれの指標とその評価結果を一覧にしたものになります。昨年との評価結果との比較になりますが、対前年度比では昨年は○と評価されたものが全部で 30 個あったのに対し、今回は 35 個に増えております。また、対年度目標値比で見ましても、○と評価されたものは、昨年は全部で 26 個であったのに対し、今回は 29 個に増えております。さらに、×評価を見ますと、対前年度比では昨年は 6 個あったのに対し、今回は 2 個に減っております。対年度目標値比では、×の数は昨年と同数の 4 個となりました。

次の 171 ページは、環境基本計画の指標の見直しの経過を把握していただけるよう一覧としてまとめているものでございます。今年度、見直しを行いました指標は、全部で 8 個ございました。

続きまして、173 ページ以降ですが、市民 1000 人を対象に行った市民アンケートの結果になります。アンケートの問 1『基本目標 1 から 5 の進捗状況』につきましては、昨年度と同等の結果となっておりますが、全体的にやや上昇しております。問 2『望ましい環境像の実現に近づいているか』という設問につきましては、次のページにまたがってしまいますが、『順調』『まあまあ順調』の合計が昨年より 0.6 パーセント増加しており『あまり近づいていない』『近づいていない』の合計が 3.3 パーセント減っております。問 3『それぞれの施策への関心度』につきましては、こちらも昨年と同等の結果となっておりますが、18 の施策中、12 個がわずかに上昇しております。続きまして、問 4『生物多様性の認知度』につきましては、昨年度よりも良くなっております。『言葉の意味を知っている』というのが 3.5 パーセント上昇し、生物多様性という言葉が『聞いたこともない』と答えたものが 0.8 パーセント減少いたしました。

次の 176 ページから 178 ページまでは、指標の評価結果と市民アンケートの結果などを踏まえ、基本目標ごとに総合評価と今後の取組としてまとめております。

以上が、本編の内容となりまして、178 ページの次のページからは、資料編になります。資料編の変更点といたしまして、新たにページを振り直しておりますが、3 ページをご覧ください。そちらの下段 (2)『その他環境関連条例一覧』の一番下でございまして『さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続きに関する条例』、こちらが平成 27 年 3 月 12 日に施行になりましたので、新たに追加しております。

資料編 11 ページ以降の用語解説につきましては、最終的な調整等によりページが変更される場合がございます。原稿が確定する段階で正しいページ数に修正させていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

最後のページでは、本市で例年行っております『環境保全標語・ポスター作品コンクール』の特選作品を紹介しております。なお、現在はまだ表紙は作成中ですが、今年もこの特選作品を表紙に掲載したいと考えております。

内容の説明は以上となりますが、最後に今後のスケジュールといたしまして、本日の審議会にていただきますご意見等について再度検討を行い、原稿を調整したのち、各

担当課へ最終的な原稿の確認依頼をいたします。12 月中には印刷を開始し、冊子として出来上がり次第、皆さまへご送付させていただくとともに、市のホームページ上で公開させていただく予定となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

松村会長：はい。大変要領よくご説明いただきありがとうございます。

それでは、委員の先生がたからご質問あるいはご意見をちょうだいしたいと思えます。これは順番でいかないと困りますか。

事務局：大丈夫です。

松村会長：お気付きの点があれば、どこからでもどうぞ。

川合副会長：単純な誤字の指摘なのですが、5 ページの表の 1-3 の中の二酸化硫黄、SO<sub>2</sub> という表記の 2 というのが大きなマークになっているので、訂正をお願いします。

事務局：すみません。修正させていただきます。

川合副会長：あとは、今、説明いただいた 176 から 178 ページの表のフレームがコピーのせいかもしれないですけど、太かったり、二重線だったり、バラバラのように感じます。表の 3-7、3-8、3-9、3-10、3-11 も同じような表なのですが、多分形が違っているので、修正を入れていただければと思います。

事務局：申し訳ございません。修正させていただきます。

川合副会長：単純な訂正です。

松村会長：他にいかがでしょう。私もいくつかありますが、前回は私がしゃべり過ぎた気がするから、他の先生がたに、どうぞ。

森田委員：168 ページ、上段の土砂の適正処理対策につきまして、見沼田んぼが遊水地機能ということで、1200 四方の広い面積があります。その遊水地になっている場所につきまして、今、だいぶ盛土の埋め立てなどが行われておりまして、それが毎月のように会議に申請が出てくるのです。それが年間にしますと 1 ヘクタールか 2 ヘクタール、それが田んぼの高さよりも、大体、低いほうですと 1 メートル近くかさ上げされるのです。そうするとせっかくの遊水地機能としての役目がだんだんなくなってきている

のではないかということです。それから、そこに埋め立てる土砂につきまして、残土として来られているので、これからオリンピックなどが始まりますと、その工事の残土です。東京都内に距離的にも近いですから、埋め立ての場所が見沼田んぼになる可能性があります。そういう点で私たちも書類が適正に出されていますと、それを却下するというわけにもいきませんので、こういう問題を市全体として考えていかななくてはいけないのではないかなという感じがするのです。午前中も会議があったのですが、そうした中でもありました。農家のお年寄りたちや女性たちを狙って業者が来て「ただで埋めてあげますから、きれいになりますからどうですか」とそういう形で言うのです。受けるほうも簡単に「きれいにしてくれるのだったらいいですね」と言うのです。それで下にガラが入るなど、いろいろな関係があります。まして、業者についても、どの程度安全なのか、今はこちらにも役人としてできないのですけれども、場合によっては一度掘り返して、下を探ってもいいのではないかと、そういう規制ができないかなど、いろいろ模索している状態なのです。この問題につきまして、今、ぜひ皆さんがたともご検討していただければありがたいと思います。せっかく遊水機能がありながら、毎年件数がどんどん増えています。私たちはそれを止めることができない状態なのです。

松村会長：この文章でいくと、課題の所に条例順守の指導徹底をするなどと書いてあるけど、これをきちんとやってくださいという要望であり、やった後もきちんとフォローしておく必要があるのではないかというのが委員のご指摘だと思います。今、何かお考えがあれば承りたいと思いますし、本質的に事務方、他の部局にもご連絡を取っていただく必要があるのかもしれない。委員のお話はそういうことだと思いますが、いかがですか。お願いします。

事務局：産業廃棄物指導課の田村と申します。うちのほうで土砂条例を所管しておりますが、先ほど委員さんがおっしゃった、もう一度掘り返してみようということは、民地ですので、市のほうで掘り返すのは無理だと思います。ですから、現実はそのような疑いがある、排出元にそのようなガラがあると認められて、なおかつ地主さんが掘ってもいいですということであれば可能ですけど、ただの疑いだけで市のほうで直接掘るわけにはいかないのです。

あと、3000平米以上の埋め立てについては、土壌検査もするよというということで、産業廃棄物指導課のほうで、そういう指導はしております。件数を見ていただいても分かると思いますが、例年間違いなく下がってきています。過去には委員さんおっしゃいましたように、がれきをダンプの下のほうに積んで、その上にわざと土を載せて、それを掘って入れるという悪質な業者が多発していたのですが、近年3年ぐらいほとんどそういう業者がなく、比較的農家の方と友好的に、変な土を入れないような形で

やっているように見受けられます。

森田委員：中には地主さんのほうからお話しされて、私は見に行き、その中にはやはり廃棄物もあるのです。それでまた業者のほうも 3000 平米以内で皆さんやられているのです。それを越してしまうとどうですか。

事務局：土壌検査等で検査費用も掛かります。

森田委員：そうなのです。ですからその前で止めて、また次の月に申請が上がってきます。そういう状態があります。

事務局：あと、うちの職員は、勤務時は毎日 2 人一組体制で市内全てをパトロールしています。その中で見沼田んぼ等についてそういうものが発見できれば、もしがれきが入っているようなことがあれば不法投棄に当たりますので、それを産業廃棄物指導課のほうで直接指導できます。そういったことで毎日パトロールには出ております。

安部委員：それに関連して、うちのさいたま市環境会議で 2008 年にさいたまカエル大調査という調査をしたのです。そのときにヌマガエルというカエルが自然公園の周りで発見されて、市内、特に見沼南部は全域にわたって、今はもうヌマガエルが見られるようになってしまったのです。自然分布が広がっているというわけではなくて、関東では最初に栃木で発見されて、その後広がっているという中で、まさにこの埋め立ての土に混ざって広がっているのではないかということが言われている現状があります。なので、問題がいろいろあるわけで、遊水地機能を阻害する。あとは、畑にするにしても、そういうガラが混ざっていて、農家さんにも迷惑になる。他にも生物多様性という視点からも問題があるという意味で、条例を守るのは当然、法令上で守るのは当然なのですが、その条例や法令で果たして本来の見沼田んぼを作りながら、見沼田んぼに限らず農地の機能を保全できるのかということについては、まだ議論の余地があるのではないかという感じです。感想的にはそういう状況です。

松村会長：今の前提、きちんとパトロールをやっていただいているようですので、きっと先生がたのご趣旨は、ここの表現をどう思うのかというよりも、ケースによって気になる点もあるから、ぜひご尽力を続けていただきたいということもあるのだと思います。今後、懸念のようなことがあるかもしれません。現に確認をされたということでもあります。そういうことが少しでもなくなるように、常にご尽力いただいているようですので、担当課の方、他の部局のほうとも連絡を取って、引き続きお願いをできればというようなことでしょうか。

他にお気付きの点があれば、どうぞ。

作山委員：初めて参加させていただきます。会長と同じ大学で、環境システムという環境と名の付く学科で教えております者です。特に私は都市計画のほうになります。今回のこの白書のまとめについて、全段について、特に訂正や修正という意見はないのですが、今後、来年に向けて長期的にどう考えるかということで少し意見を述べさせていただきます。さいたま市はエネルギー問題、特に自動車の燃料電池や、先ほどあった浦和美園など、そういう先進的な取組をやっているという評価は非常にあります。けれども一方、本当に環境先進都市かというのは、一般の市民にあまりそういうイメージは持たれていないようには思うのですが、「さいたま市は結構頑張っています」ということをアピールしていったらいいと思います。この白書もすごくきめ細かに評価をしているのですが、そういうのを全体として盛り上げるみたいな何かを、この白書を通して伝えていこうという工夫を、どこかでしていくのが大事だと思います。それは例えば、パンフレットなどのやり方もあります。何かもったいないという感じがしております。

それと、もう一つの懸念は、今後このようにきめ細かに PDCA サイクルでチェックをしていくというのは大事なのですが、前回の意見などでもありましたが、目標がなかなか達成できないものはやめてしまうという恐れがあることです。例えば、79 ページの耕地面積、これは指標のほうにはなっていませんが、関連計画の改訂に伴って、指標から削除したというのですが、耕地面積が減るというのは、やはり戒めとしてきちんと残しておくということです。この表は残しておくべきだと思います。指標から外してもいいと思うのですが、けれども明らかに減っている、だからこそ考えなければいけないということを、常に思っていないといけません。これはどうせ達成数が減るから仕方がないとなるのではなくて、できないことでもきちんと正直に頑張る、だから常に×が残ってしまうかもしれないけれども、仕方がないと思うのです。全部○になりましたというのも、やや出来過ぎな気がします。ですから、その辺を全ていい方向に持っていくというのは、気を付けたほうがいいのかというふうに思っております。

それから、本質的に今後自転車なども、自転車道などの整理が進んでいますし、世界の基準を見ると、例えばヨーロッパなどでは自転車道整備技術、何キロ整備した、整備体制はどうだと、こういうのをヨーロッパなどではやっています。それを借りて、今後、自転車関連の空間をつくるという計画を立てているわけですから、例えばそういうところをもっとアピールしたほうがいいと思います。併せて、少し都市計画的な点からすると、民生の運輸部門などとても気になります。やはり自転車の分担率、あるいは車の分担率、現状では若者は使っていませんから減っているのですが、そういう分担率を目標としていくということも検討して行って、自転車を増やしていく、車の利用を減らしていくというような、分かりやすい目標を大きく掲げる。それが多分

世界基準みたいなのところだと思うのです。次年度以降にすぐにはなくていいですが、そういうのを少し、研究されていくといいのではないかという感じがするのです。

松村会長：お褒めと激励、あと叱咤もありました。先生のおっしゃったように、この先問題意識を持って、具体化に向け、それをしてほしいということだと思います。以上何か、そちらからお話があればお願いします。いいですか。

事務局：参考とさせていただきます。

松村会長：他に、はいどうぞ。

大高委員：146 ページの化学物質による環境リスクの低減というところで、意見、要望のほうにも対応した案ですけれども、PRTR 法についてです。これへの対応というところで PRTR 法は事業者を対象にした法律であり、家庭から排出される化学物質については、市で把握していないため、本資料への掲載へはありませんというように書かれておるのですけれども、PRTR 法はただ事業者を対象にしただけの法律ではありません。要するに推定されるもの、例えば事業者の排出、都道府県以外のもの、家庭から自動車などということと、都道府県のデータと推定のデータによるものが、環境省の中ではこういったガイドブックなどで示されていると思うのです。それで、埼玉県のほうでもパンフレット等で、化学物質に対応する『化学物質と私たちの暮らし』というのを毎年出しているでいて、その中で、毎年家庭からの排出量がしっかりと書かれているのです。ですので、さいたま市においても、家庭から出る化学物質の排出量についても把握していないのでわかりませんではなく、推定上データを取ってはっきりさせる方法もあると思います。要するに私が言いたいのは、全国的に出ている排出の上位物質の中に、合成洗剤の成分であるポリオキシエチレンアルキルエーテルやアルキルベンゼンスルホン酸ナトリウムというのが、トルエンやキシレンやエチルベンゼンの次に出ているので、そういった観点から見ると、さいたま市において事業者だけの評価をここに載せるのではなくて、もう少し推定したデータの分析も載せていったほうがいいのではないかと私は考えています。

この白書は、市民がさいたま市ではどうであったのかといういろいろな環境基準を見るときに必要なデータなので、そういったこともぜひ今後考慮していただけたらと思っています。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

松村会長：何かお考えがございますか。

事務局：一応先ほどの回答につきましても、所管課のほうに確認を取りまして、現時点

での考えとしてはおっしゃられたとおりでしたので、ご意見として伝えさせていただきます。

大高委員：今後さいたま市のほうでも考えていただけたらいいと思います。やはり大気だけではなく水域への汚染というのも PRTR の中に入りますので、これはかなり水域へ影響をおよぼすものであると、私は考えていますので、よろしく願いいたします。

松村会長：今の委員のお話に尽きると思います。あまり会長が余計なことを言うてはいけませんが、きっと委員のご趣旨は、PRTR のところをきっかけに言うから、あの方はまた PRTR 法の適用かと、合っているといえば合っているけれども、身もふたもないような回答になっているわけです。ですから、今のご趣旨は、家庭で日常的に使われているものの中にも、化学物質としてリストにあるものが含まれていて、それを例えば一般廃棄物として、処理困難物など受け入れられないというものがあるのは明らかです。ですから勝手にいろいろなものが使われているのはそのとおりで、だからどうだというのがないので、注意喚起をパンフレットでやっているということだから、PRTR のところに無理やり入れるのは制度上おかしいですし、注意喚起をパンフレットに書いてあるからいいでしょうではなくて、白書にも書いておいたほうがもっといいと思いますというのが、委員のご趣旨だと思うのです。

大高委員：あと、パンフレットについても新たに昨年さいたま市が出している化学物質のあれには、家庭からの排出物に関しては全く触れられていないです。環境部にご意見を持っていったときもあるのです。そういった視点が抜けていたので、特に言わせていただいたわけです。埼玉県がパンフレットを作っているというのは、全国でもとても素晴らしい取組であると評価されていますので、ぜひさいたま市も、県に倣えというのではないですが、同等に見ていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

松村会長：よろしく願いします。中のことを言いますけど、連絡を取ってご検討ください。他にありますか。

事務局：はい。

松村会長：はい、どうぞ。

青木委員：毎日生活してごみを出すという立場にいるわけですが、いつも一つ悩むことがあります。家庭ごみ分別のマニュアルが必ず年度の初めに配付されます。それを見

ながら、集合住宅なのでごみステーションに出すという段階で、例えば台所の洗剤が残っているものをそのまま出すなど、シャンプーなどいろいろな液体洗剤などを皆さんが入れたまま出すということになってくると、分別マニュアルの中に詳しくどうしろということが書いていないので、出す側と収集するクルーの方たちは困るのです。役所で集めると言っていたけれども、持っていかないから、私たちのほうで本当に困っているのです。下水道に流すわけにいかないし、どうやってやるのだろうとって、新聞紙やぼろきれがあったら丸めてやるのですが、それを知らないまま台所の排水溝に流して、どんどん水と一緒に流すと、泡が調理台の洗い場の所にあふれてくるのです。黙っていれば何ともないと思いながらも、集合住宅なので、その泡でもしも何か起こったらどう責任を取るだろうということで、話題になっています。それからスプレーが残ったものは「抜いてください」と言っても、抜かないで入れてしまう人がいて、それも入っていたら持っていきません。その二つです。分別マニュアルの中に、このように捨ててくださいというものを、ぜひ分かりやすく書いていただきたいと思うのです。このまま黙っていれば分からないだろうけど、とても怖いと、私たち主婦や出す人たちの話題になっています。ですからクリーンクルーの方たちも守ってくれないと困るのだけど、分別マニュアルの中に具体的にどう出せとは書いていないので、もう少しそれが書いてあるといいのではないかと思います。単純なことですみません。

松村会長：これは、やっているほうもいろいろご案内を出していただいているのだと思います。来年度以降、またコメントいただければと思います。

事務局：ただいまいただいたご意見は、来年度に出すマニュアルの作成が既にどのぐらいまで進捗しているか分かりませんが、できるだけそういったご意見を反映させていただくような形で担当課へ話をさせていただきます。

青木委員：この場所に入れるという意味ではないのですが、話題というか。

松村会長：まだ発言のない委員さん。はい。

熊谷委員：白書は昨年よりはずっと読みやすいように改良されていて、とても良くなったと思うのですが、もう少し表現していただければと思うところがあるのです。それは、いろいろな所に写真を使って、市民から見たときに、見やすいような努力がされています。しかし惜しいことに、ただ写真を載せているだけで、これは何をやっている写真なのか、全然説明がないのです。これから十分間に合うと思います。例えば 17 ページは、見学者のような人がいるのですが、これは一体何をやっているのか、後ろ

姿だけが見えるのです。せっかく撮った写真がもったいないと、私は思いました。同じことが 147 ページの環境コミュニケーションでも、ご年配の方たちが一生懸命勉強していますが、これも何を勉強したのかが分からない。もっとすごいのが 155 ページの真ん中に環境センターと書いてありますが、施設がたくさん書いてある。これはただの水たまりなのか、どうなのか分かりません。せっかくの写真ですから、これはこういうものだということを伝える一行があると読みやすくなると思いました。

それから先ほどのご説明で 93 ページ、91 ページの所の 1 人当たりのエネルギー消費量などいろいろと書いてある。これは新しいデータで、なかなか詳しいと思うのですが、これは電力か何かから出したデータなのでしょうか。

事務局：そうです。

熊谷委員：それでこれを見たときに、二酸化炭素の排出量の所もあり、実感していることもありましていいのだけれども、真ん中の図、92 ページのほうはギガジュールなんですね、1 人当たりの。それから 93 ページのテラジュールですか。この単位、一般市民から見て分からないのではないかと思います。この辺をもう少し親切に、せっかく挙げるのであれば、分かりやすくやっていただくといいのではないかと思います。

事務局：分かりました。担当課に見やすい方策をとということで伝えておきます。

松村会長：案を作るところで力尽きたのかもしれませんが。これは委員のおっしゃるとおりで、元気を出してもう一息。よろしければ、小林委員、その後、川島委員お願いします。

小林委員：私は大宮の駅をよく使っているのですが、最近駐輪場ができて助かっております。ありがとうございます。時間帯によっては、かなり満員になりますが、かなり助かっています。そういうことで、これからもいい場所にたくさん作ってもらいたいと思っています。

それと、この環境白書の件ですけれども、各委員の方がいろいろな意見を発表されると、市の担当部署の人たちはあれこれ悩んでまた文章を考えます。その結果、非常にややこしいものが出来上がるのではないかと懸念です。ページ数が多くなります。それが市民のためになるのかということです。基本的に、市民にとって分かりやすいのは、簡単で読みやすいものなのです。ページがたくさんあったらいいというものではありません。その辺をこれからは考えていくべきではないでしょうか。もっと簡単で、市民が簡単に分かるようなものが欲しいです。もっと詳しいものもありますよということでもいいのではないかと気がするのです。ただ、それをやることによっ

て、こちらがどうなるか分かりません。そういうことでいくと、われわれもよく気を付けて発言をしなければいけません。詳しいものをたくさん付けたからいいというものではないと思います。その辺を少し注意したいと思っています。

それと、先ほど台所のごみの件が出ていましたが、実は恥ずかしながら、うちの妻も一生懸命、テレビで見て、いいと思った洗剤などを使うわけです。そのようなことをやって数十年ほったらかしにしていた排水管が、この前詰まりました。結局、業者を呼んで何万円も掛かりました。「要はコレステロールですよ」と言われたのです。なるほどと思い、それで初めて妻が分かりまして、それから今は全部紙で拭いています。紙で拭いて、できるだけ油を少なくしてやっています。そのようなことを、私は何十年も前からやっていると言いますが、妻はなかなか頑固でやりませんでした。そういう意味では、こういう本を読ませたのです。そういうささいなことで何万なども差が出てきますと、市のほうも大変なお金が掛かるようになってくるから、その辺を町内でもうまくやるなど、そういうやり方がいいのではないかと思います。環境白書にそういう逸話を載せる必要はないけども、そういう事故例ぐらいのことも少し書いて、市民に注意を促す、そういう工夫もいるのではないかと思います。この環境白書のことではなくて、申し訳ありません。

松村会長：いいえ。ご意見をちょうだいするだけ、全部ちょうだいすることにします。  
続いて川島委員。

川島委員：読ませていただいて、とてもよくできているのだらうと思います。少し細かいことで申し訳ないのですが、152 ページの課題の所なのですが、清掃関連施設の見学者数の状況というのがありまして、右側に見学者数の表がございます。その下から 3 番目の所に大宮南部浄化センター、内容が C となっています。C というのはし尿処理施設なのです。ここの見学者数が 8794 人です。ところがその下のクリーンセンター西堀を見ていただくと C で、同じくし尿処理施設なのですが、これが 2 人なのです。この差は何かということなのです。

確かに大宮南部浄化センターは、先ほどのお話にもありましたような、みぬま見聞館、あと学習室など、そういうものを備えていて立派なのですが、クリーンセンター西堀のほうは単独なのです。それがあっても、2 というのは、ないに等しいのではないかと思います。そのような中で、一番下にクリーンセンター西堀の課題が出ていますが、2 行目に『問い合わせは寄せられるものの、なかなかその後の申し込みにつながらないことから、団体など大人数による見学に対応できるよう会議室等の施設整備を進めています』というのですが、これは、もう少しやり繰りできないのかと思います。というのは、その上の大宮南部浄化センターを見ると『見学されるかたがたに合わせてし尿処理の仕組みや庭園の説明を行っています』や、『みぬま見聞館便りを

発行して広報活動をしている』など、そういう努力があるのです。

また、一番上の西部環境センターを見ても『見学時の限られた時間の中で理解していただけるような説明方法へ改善していきます』。東部環境センターも同様です。クリーンセンター大崎も『説明の工夫をしていきます』というようにお話をしている。果たしてこの西堀は会議室の設備を整えたら、見学者は来るのでしょうか。そういうことなのでしょうか。例えば、私が知っている所は、下水汚泥やし尿汚泥から脱水ケーキですね。それを発酵させて肥料にします。それは1日に200トンもの許可を持っているところです。ですからにおいもあります。けれども、民間の施設なので会議室はないのです。それでも見学は来るのです。現場を案内して、その場で説明をする。多いときには、バスが来たらバスの中で説明をします。そういうようなことをやっています。そのような所でも見学者がたくさん来るという事実もあるわけです。例えば、問い合わせが来たときにどのように対応していらっしゃるのでしょうか。例えば、大宮南部浄化センターの場合は、学習室があるわけですがけれども、今度は桜環境センターもできたわけだし、そちらと合わせて見学をしていただくなど、この課題というところは、会議室だけではないのではないかという気がしまして、ご意向がどうなのでしょうかとこのところではあります。

松村会長：何か、今、お分かりのところはありますか。

事務局：大宮南部浄化センター自体が見学者の受け入れという意味では、そういった体制が整って、小学生や幼稚園、保育園が来たときには、自然観察と合わせて水の循環の大切さをやっているような効果的なところができていますので、多いということはあると思うのです。確かに、クリーンセンター西堀の数と課題が合っているのかどうかということにつきましては、ごもっともなところがござります。ここは確認させていただきまして、この時点で修正して、もう少し的を捉えた形ができるのか、その辺は検討させていただきます。

事務局：実情としまして、クリーンセンター西堀ですが、桜環境センターをつくる際の準備室というのがありました。それがクリーンセンター西堀の中の会議室を使って準備室があったということで、部屋数がかなり少なくなっていたという状況があったようです。ただ、それは完成しましたので、場所の確保はできると思います。

松村会長：きっと川島委員やほかの委員の言われたことは、応援団のつもりで言っていると思います。もちろん表現を直していただくことも大切なものだけれども、実際、私たちにおいのある所でも見たければ行きます。西堀センターで受け入れるのが無理であれば、どこかきれいなものができたから、そこでまとめて受けるというシステム

にしておけば、それはそれでいいのだと思います。確かにあらためて読むと、問い合わせがあるけれど、その後申し込みに繋がらないというのは、何となく不思議な問題です。ですから、せっかく関心を持っていただいた方にうまくご覧いただけるように、何とか工夫をしてほしいというのが、ご趣旨だと思います。

他に、どうぞ。

川池委員：いくつか細かいことですが、例えば 60、61 ページに自然面積の推移が書かれています。どちらも、自然環境に関する指定面積が年々減ってきているお話があるのですが、恐らくほとんどの要因は相続のからみで減ってきている所が多いかと思うのです。この数字だけだと白書に載せるかどうかは分かりませんが、恐らく取得している面積よりも減る面積のほうが多いから、減っているのだと思うのです。これでは減ってばかりいるという印象になってしまうので、頑張っているところをアピールして、取得しているのだけれども、それを上回るほど減る面積が多いのだというところを、もう少し書いたらいいのではないかと思います。特にこれは相続にからんでいるのであれば、これを読んで、土地を持っている方が近々お亡くなりになることがあった場合に、少し頑張ろうと思うきっかけになるかもしれないし、頑張っているのだけど、皆さんもう少し手伝ってもらえないかというのは言えないにしても、少し書いてもいいのではないかと思います。

それと、少し関連するのですが、59 ページの指標になっている部分です。上のほうの段の表なのですが、目標年次平成 32 年度で、現在平成 26 年度で 6228 ヘクタール、残り約 1400 ヘクタールを果たしてこの 6 年で何とかできるのだろうかという懸念があります。同じようなことと言えば、例として 97 ページの環境負荷低減計画提出者数の推移なのですが、平成 32 年、あと 6 年で果たして残り 900 ほどが増えるのだろうかという、この目標値とのギャップが大きい場合は、課題のところにかかりますが、どう巻き返すのかというのを具体的に書いて、キャンペーンを張るので、皆さんでテンション上げて頑張りましょう、というような、数字の目標値を変えるという考え方もあるかもしれません。先ほど委員からもありましたけれども、数値を変えるというよりもどのように頑張ろうかという前向きなところを、他にもいくつかそういう項目はあると思うのですが、頑張りたい部分を強調してもいいのではないかと思います。

松村会長：他にどうですか。

安部委員：今、川池さんがおっしゃったように、頑張るのは何も市役所だけはないと思うので、そういうような表現やこれの使い方というところは、ぜひ考えていくといいと思います。去年、そういう話があったような気がするのですが、結局これを読んで、使ってもらわないことには何の意味もないわけです。そういう意味では、例えば、

読み解く会議を開く、あるいはごみ分別アプリにこのコラムであるとか、要素を毎週1個など、これは定数がありますから毎日1個でもいいぐらいだと思いますけど、小出しに情報を出して行って、環境全般についての関心を高めるなど、そういったような工夫が必要ではないかと思います。これは今までも、PDFでは公開していると思うのですが、もう一つの方法としてはオープンデータにして公開するというのも手かと思いました。今、横浜市や東京都などは、広報誌のデータをPDFで公開するだけではなくて、テキストデータと図やあるいは表データにして、公開をしているのです。そうすることによって、引用される率は上がりますし、もしかしたら誰かが自動的にさいたま市の環境に関する環境白書の情報を毎日配信してくれるアプリを作ってくれるなど、そういうことにもつながるかもしれないのです。さいたま市もオープンデータについては進める話がありますので、ぜひそういう点についてはご検討いただければと思います。

あとアプリについて、ついでなのでお話しします。先ほど青木さんからお話ありましたけども、私もあまりよく見たことがなかったのです。見てみると、確かにアプリでその日に何のごみを出すかというのが、これはすごく分かりやすいと思うのですが、一個一個タップすると全部文字で書いてあるのです。燃えないごみで主なもの、瀬戸物、鍋、やかん、傘の出し方について、これは全部文字なのです。これは少し残念だと思います。せっかく分かりやすいアプリなのだから、やはりこれは図や写真で、青木さんからご指摘あったような、分かりにくいところについての説明が少しあるといいのではないかと思いました。取りあえず全体に関しては以上です。

松村会長：今、委員からも、あと何人かの委員の方からも話がありましたが、この白書をどうやって使うのかということです。先ほど私は「応援のつもり。きっとそうだ」と言いました。要するに、これが、どうやってさいたま市との関係を良くしていくかということのきっかけになればいいわけです。個別の要素がバラバラになっているのではなくて、例えば先ほどの小林委員が言った、簡単なものがあればいいのではないかというようなことです。そうしたらその簡単なものを作るだけではなくて、そういうのをどこかの拠点の勉強会のときに使うなどです。あるいはそういう中で、今、アプリの使い勝手についてコメントがありました。実際に使っていただいて、あるいは学習会か何かでやって、それで使い勝手を聞いてみて、それを改善するなど、少し考えるいろいろなことはありそうなのです。ここで何か意見を言われて、あとでその対応を考えなければいけないという感じでやると、非常にしんどいので、順番に何か、白書がきっかけで出てきた意見があれば、それをいろいろな所で試してやって、また良くしてそれをご報告いただくという格好でいいのだらうと思うのです。特にパンフレットなども実際に「分かりにくい」と言えば、直していけばいいだけの話がありますから、そのような感じを、何人かの先生がたのご意見を伺っていて、思いまし

た。

まだ、ご発言いただいている先生もいらっしゃいますが、よろしいですか。どうぞ。

川池委員：白書全体に関わることだと思います。予算をどれぐらいそれぞれ確保できているのかというのが、環境部としてではなくて、例えば基本目標 1 に対していくら、基本目標 2 に対していくらというようなのを書いていただいたほうが、これから対策を考える場合に参考になるのではないかと思います。これぐらい少ないのだということや、今回減殺だったのかなど、少なかったらもう少し増やすようにどのような働き掛けができるか分かりませんが、予算も書いていただいたほうが、もう少し踏み込んだ議論ができます。対策に対して、少し課題があるけど、こういうところに力を入れたらどうだろうかというような話にも発展できるのではないかと思います。調べれば公開されているものだと思うので。それをここに載せる分には少し大変かもしれませんが。市民としても自分たちのお金がこういう所で使われているのであれば、と思う部分もあるので、予算を載せてみたらいかがかと思いました。

松村会長：それだけでは持ち帰るのに大変でしょうから、私のほうから言っておきます。廃棄物についていろいろご尽力いただいているのは分かりますし、まだまだ仕事がたくさんあるので、ぜひ全体として予算獲得についてご尽力いただく必要があるのではないかと審議会では言っていた、ということを持ち帰っていただきたいです。

内訳だけ来ると大変でしょうから、もっと予算を取ってきてほしい、その上はいつでもやると言っていた、ということだろうと思います。

安部委員：応援したり意見したりというところで、これを読んで何かを思ったり、これはこうすればいいのではないかと思ったときに、各項目は所管から出てきていると説明があったと思うのですが、それぞれの事業についてどこが所管しているかがこれだと分からないと思うのです。何課所管の事業であるかというのがないと、糸口にはなるので、せめてそれぐらいは書いてあるといいと思います。予算は結構かぶっていたりするものや、あるいは物によっては、なぜこれほどかけているのだろうということにつながるかもしれないのですが、せめてその所管課を、例えば何とか事業というのを四角の上に書いてあって、右のほうにどこ所管と書いていただけると、それについて掘り下げたいと思ったときにつながりやすいと思うのです。あともう一つは、環境総務課がこれを出しているというだけではなくて、環境というテーマはいろいろなことにまたがっているということは見えてくると思うのです。そういう意味でも、せめて所管課は書いていただけるとうれしいと思います。

松村会長：小林委員が手を挙げられていました。小林委員からご意見いただきます。

小林委員：一つだけです。多分ミスプリントだと思います。29 ページの一番上、アの現況。地球環境と出てきます。なぜ、これはさいたま市ではなくて、地球環境ですか。ここに急に地球環境と出てくるので。

松村会長：どういうことですか。

小林委員：もっと身近な。

松村会長：そうですね。地球にはつながっていますが。

小林委員：身近にしてください。

松村会長：青木委員、どうぞ。

青木委員：14 ページの環境教育の推進という言葉があります。今、私事で恐縮でございますが、小学校で、土曜チャレンジスクールというもので、ボランティア活動に入っています。そのときに、私はお話というよりはいろいろ、紙芝居や本を読んだり、クイズを出したりするような形で取り組んでいるのですが、環境に力を入れたいと思ったので、生きものに関する紙芝居をやっているのです。そのときに、学校のスクールコーディネーターの方が「うちの学校は環境にすごく力を入れているのだよ。その生きものの紙芝居うれしいよ」と言ったのです。うれしいのだけれども、環境学習に、各学校においては地域の自然、社会の中の体験的な学習や問題解決的な学習を通してと書いてあります。しかしあまりにも表現が大きくて、先ほどの台所の余った洗剤が泡だらけになる、それは出し方のことを言ったのですが、その洗剤を流していったらどうになってしまうのかなど、どういう形で環境学習をやっているのか分からなかったのです。そういうものも含めて、私がここで言う立場ではないと思うのですが、そこに入ってくるといいのではないかと思ったりしたのです。言い方が少し悪いですが、取り組み方が見えなかったのです。

松村会長：他にございますか。どうぞ。

安部委員：ページがどこか分からなくなってしまったのですが、学校で環境学習をやっている体験のフィールドのようなものがあるとどこかに書いてあったのです。各学校で環境学習の場のようなものがあるような、右側のページのどこかにはあるはずですが。

体験フィールドなどと書いてあった気がするのです。

この間調べようと思って分からなかったのですが、旧大宮市時代から学校ビオトープを整備するというのがいっぱいあって、生態系保護協会さんが推進されていましたが、今、何校あって、どのように使われているのかあるいは放っておかれているのかが分からないのが、非常にもったいないと、委員としては思っています。ここに今年度、今から加えるのは難しいかもしれないですけど、趣旨としては同じだと思うのです。学校ビオトープの現状と利用状況や、そういうところについても、加えていただいた上で、少し突いていただきたいです。所管がよく分からないのです。当時聞いたのは、リサイクルでもうかったお金をプールしておいて、そのお金で年に2、3校ずつ学校ビオトープを作っていくって、さいたま市になってからも、それはしばらく続いていたはずだと思うのです。かなりたくさん作っているはずですよ。

川池委員：そのことを何度か聞こうとは思いますが、3年ぐらい前に話題を振ったことがあるのですが、それを取り上げてもらったことがありません。触れたくないのかと思いましたが。学校ビオトープの話をしたのです。

事務局：当時川池委員からそのお話があったのは私も覚えています。管轄としては教育委員会になります。

川池委員：またご確認をお願いします。

安部委員：その際は、やっていないという現状や、やる気はあるけれども困っているなどという話があれば、応援し得るものだと思います。批判するためというわけではないので、というところで引き出していただければと思います。

松村会長：いろいろこの後も気付く点があると思います。これは後でも出せるのですか。今日だけですか。後でもいいのですか。

事務局：最後に事務連絡でお知らせいたします。

松村会長：それでは、また戻ってもいいのかもしれませんが、もう1個報告事項があるので、1個だけ我慢して聞いてください。簡単に言うと、前回話した、企業がいろいろな環境対策をやっているものを十把ひとからげに言うのではなくて、個別に応援したほうがいいのではないかという気がして、19、20ページにきちんと書いていただいています。これはよく読んだら、19ページは、なぜファインモータースクールさんの名前が出てこないのかと不思議に思いました。これは何か事情があるのかもし

れないと思いました。特に理由がないのだったら、19 ページ、これはファインモータースクールさんの活動を紹介しているわけです。その同じネットワークに加盟しているリクシルさんの名前が出ています。私は別にファインモータースクールどうのこのというのではないです。要するに何か事情があるのであればいいけれども。

小林委員：文中に書いてあります。

松村会長：もちろん書いてあります。表題に書いていないのです。ですから、両方とも目次を見たときにここにあるのですと入れたほうが、つまらない話ですけどかっこいいのです。あと、連絡先は桜環境センターも分かるといえば分かるけど、リクシルさんはきちんと書いてあります。コラムの中に桜環境センターの住所も、せっかくだから書いたほうがいいと思います。向こうが嫌だと、ひそかにやりたいのだというような、そのような馬鹿な話はないと思うけれど、ファインモータースクールさんだって尽力しておられるわけですので、書いていいと言うと思います。ですからここで何とかというより、個別に相談いただいて、やっている方が一番喜ぶように書いていただけるといいと思います。実は目次には書いてほしくないのですというのであれば、無理して書くことはないです。ただ、書いたほうがいいのではないかと思います。他にもいろいろあるかもしれませんが、フォローアップの仕方については、後でお話もあるようでありますので、いったんここで切らせていただいて、今度報告事項があります。では、報告事項のほうにいったん移らせていただきたいと思います。

ここも、事務局のほうから、まずお願いします。

### 3. 報告事項

事務局：産業廃棄物指導課の窪田と申します。よろしく申し上げます。

お手元の A3 版の資料をご確認ください。事前に配らせていただいた資料と若干内容修正させていただいておりますので、机に置いてあったほうをご覧いただいて、よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

今回の報告事項ですが『さいたま市産業廃棄物処理指導計画の改訂について』というものになっております。資料の説明ですが、まずはこの計画はどのようなものなのかという概要なのですけれども、この計画は市、事業者、市民が協働して循環型社会の一翼を担うまちづくりを目指すために平成 18 年 3 月に策定し、32 年までの 15 年間の計画期間として設定しております。それで 5 年ごとの中長期的な評価、見直しを実施することとしておりまして、初回の改訂が平成 22 年度行われまして、また 5 年たったということで、今年度、平成 27 年度に 2 回目の改訂を行う予定です。あと、最後 5 年たつと 32 年の最終年となる予定になっております。

計画の位置付けですけれども、この表にあるような形で、循環型社会形成推進基本

法をはじめ、廃棄物処理法などを踏まえて、また、さいたま市の環境基本計画や総合振興計画を上位計画と位置付けて、産廃行政の具体的な施策を定めた計画となっております。

今回の改訂を行うにあたりまして、昨年度自治体の調査を実施しました。昨年度実施したものですから、データとしては平成 25 年の市内の産廃処理の状況を下の図に表しております。このデータとしましては、主に市内の事業場や処理業者へのアンケート、あとは市の持っているデータ等に基づきまして、発生量等を推計した形になっております。こちらの図で、スタートは発生量と書いてあるのですが、排出量というほうが一番の基本の数値になります。これが 1566 千トンという形になっております。いろいろ中間処分されたり、埋め立てられたり、資源化されたりということで、基本的には、最終処分量が 22 千トン、再生利用された量が 533 千トンという形になっております。減量化は約 1011 千トンということで 65 パーセントぐらいということになっております。

括弧内に平成 20 年度の実績値を示しておりますので、ご確認いただきたいのですが、排出量に関しては、少し増えているところなのですが、最終処分の量に関しては、20 年度が 25 千トンだったものに対して、一応 25 年度のデータだと 22 千トンまで、若干減っているということになっております。最終処分率に関して言えば 1.7 パーセントだったものが 1.4 パーセントまで減ってきているということが実態調査で分かっております。

この調査を踏まえまして、改訂の方向性を、今、検討しているところですが、基本的に廃棄物の発生量なのですが、一応前回の改訂のときに、32 年度まで予測を立てたところですが、政府も経済成長 2 パーセントとうたっておりますし、市内の建物新築件数がまだ増加傾向にあるということなので、20 年度に設定した数値でそのままいくというのは、難しい状況になっておりますので、発生量などのデータは再設定するというのを、まずは行います。それに伴いまして、最終処分の量ではなくて、最終処分の率を目標値として設定しようと考えております。やはり最終処分の量につきましては、発生するごみが増えると、どうしても減らすのは難しい状況になってまいりますので、量より率、パーセントを減らしていきたいということで考えております。

現在、施策を展開しているということで、別紙が付いているかと思うのですが、これを見ると相当事細かに 54 個の事業を掲げている状況でして、実際のところ、市で単独で取り組むには適していないような状況やあとは硫酸ピッチ等の問題はほとんど解消されていまして、そういったものをまだ掲げているというのも、時代にそぐわない部分も出てきておりますので、この 54 個を大体予定では 20 ぐらいまで統廃合を実施しまして、まとめていきたいと考えているところです。それを踏まえまして、最終年度 32 年に向けて、実現可能な計画となるような形で、改訂を行う予定となっております。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

松村会長：報告事項ということでありますけれど、ご質問がありましたら。

これは行政計画として作られるから、ここで何か意見があれば聞いて、パブリックコメントをするものでもないのですか。

事務局：そうです。パブリックコメントも検討したところなのですが、本市のパブリックコメントの要項を見た限り、パブリックコメントに該当しそうにないというものでしたので、今回は行わないことにしました。

松村会長：分かりました。よろしいですか。

途中で環境白書のほうは切ってしまったような形になりましたが、一応これでご審議いただいたものは終わりました。事務局のほうで、その他、何かございますか。

事務局：本日は貴重なご意見どうもありがとうございました。

1点事務連絡がございます。本日の議事案件であります『さいたま市環境白書(案)』への追加意見がありましたら、こちらの別紙によりまして、あるいは任意の用紙でも結構ですので、11月26日木曜日までにFAXまたはEメールにてご提出いただければと思っております。以上でございます。

松村会長：本日、十分ご意見を出していただけなかった、あるいはこの後ご覧いただいて、ご意見あれば、事務局のほうにお達しをいただければと思います。大体そのようなところでよろしゅうございますか。

それでは、以上で今日の審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

一同：ありがとうございました。

(了)